平成２３年（フ）第１４１号
兵庫県川西市加茂４丁目５番３号
債務者　西村　豊市
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２号
奈良県天理市田井庄町303番地４
債務者　香川　寿一
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
奈良市川上町478番地
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地11―103
債務者　岡村　　光
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町229番地１
債務者　南　富次郎（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９３号
奈良県桜井市大字初瀬1763番地の１
債務者　広田　　弘
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
奈良県桜井市大字初瀬1763番地の１
債務者　広田　益代
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
奈良県大和郡山市小泉町1086番地167
債務者　三浦　政晴
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
広島県府中市高木町779番地３
債務者　伊藤　康裕
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６５号
広島県福山市金江町金見2691番地、旧住所広島県尾道市向島町16058番地187
債務者　岡田　真司
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６６号
広島県福山市港町２丁目８番10―202号　ベアフルートマトバ、旧住所広島県福山市日吉台１丁目１番23号
債務者　土屋由美子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６９号
広島県福山市御幸町大字下岩成942番地７、旧住所広島県福山市駅家町大字万能倉862番地５
債務者　山田　千笑
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７０号
広島県福山市新市町大字戸手226番地６　平和荘５号、旧住所広島県福山市駅家町大字近田106番地１　岡田マンション301
債務者　横山美紀子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１４号
盛岡市上田２丁目６番14号　綵花館207号、旧住所神奈川県横浜市港北区大倉山１丁目18番26号
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３３号
盛岡市東松園４丁目11番７―44号
債務者　唐芳　直子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３４号
盛岡市月が丘３丁目14番２―301号
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３５号
盛岡市三ツ割５丁目８番４号
債務者　遠藤　暁子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部